

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年7月29日 05時30分ごろ
発生場所	大阪府岬町多奈川小島北北西方沖 地ノ島灯台から真方位042° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 19.5′ 東経135° 05.3′)
事故の概要	遊漁船ジャッカルオーシャン2は、南西進中、また、プレジャーボート爆釣丸は、船首を南東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 ジャッカルオーシャン2、4.9トン 250-60405大阪、関西みらいリース株式会社（船舶所有者）、株式会社ジャッカル（船舶借入人） B プレジャーボート 爆釣丸、総トン数なし（長さ2.80m） なし、個人所有 第252-27295号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部にペイント剥離 B 左舷船首部に破口を伴う亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m 日出時刻：05時07分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、釣り客7人を乗せ、和歌山県和歌山市地ノ島北西方沖の釣り場に向かう目的で、船長Aが操縦席に座って手動操舵で操船に当たり、多奈川小島北北西方沖（以下「本件海域」という。）を約17ノットの対地速力で南西進していた。 船長Aは、左舷船首方に視認した数隻の遊漁船がA船の進路に向けて動き出さないか気になり、同遊漁船の方をしばらく見た後、船首方を見たところ、船首方至近にB船がいることに気付き、機関を中立にして舵を左に切ったが間に合わず、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 船長Aは、A船及びB船に負傷者がいないこと並びにA船及びB船の損傷状況を確認した後、118番通報を行った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件海域で船首を南東方に向け、船外機を停止して漂泊し、船長Bが後部甲板で右舷側を向いて

	<p>座って釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、左舷方からB船に向かって航行するA船を認めたが、B船の漂泊場所が釣り場なので、A船がB船の近くで停船して釣りを始めるであろうと思い、時折A船を目視で確認しながら釣りを続けていたところ、A船がB船に向かって針路及び速力を変えずに接近したので衝突の危険を感じ、A船に向かって両手を振って大声で叫んだが、B船とA船とが衝突した。</p>
分析	<p>A船は、南西進中、船長Aが、左舷船首方に視認した遊漁船の動静に意識を向けながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南東方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船がB船の近くで停船して釣りを始めるであろうと思い、釣りをしながら漂泊を続けたことから、A船が接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が船首を南東方に向けて漂泊中、船長Aが、左舷船首方に視認した遊漁船の動静に意識を向けながら航行を続け、また、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船がB船の近くで停船して釣りを始めるであろうと思い、釣りをしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、視認した特定の船舶の動静のみに意識を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂泊中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、余裕のある時機に機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を講じること。